

1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

1. 現状と課題

わが国の平均寿命は、公衆衛生の向上や医療技術の進歩により、世界最高の水準に達しています。しかしながら、一方で、がん、生活習慣病、心の病などが増加し、社会的な問題となっています。そこで、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすとともに、より豊かで活力ある社会を築くために、市民自らが日常的な健康管理や健康づくりに取り組むことがますます大切になっています。市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康づくりを支援する地域活動の推進や生活習慣病、心の病の早期発見・早期治療のための健診体制の整備など、乳幼児期から高齢期までのライフステージ^{*}に応じた総合的な健康づくりの取組のさらなる充実が課題となっています。

また、医療供給体制については、大病院と中小病院、診療所の機能分担が十分ではなく、大病院へ患者が集中するなど、地域医療システムの再構築が求められています。

2. 基本方針

- 市民、地縁団体、NPO、事業者などが自ら健康づくり活動を実施するとともに、乳幼児期から高齢期までのライフステージ^{*}に応じた総合的な健康づくりの取組を推進します。
- 誰もが必要な医療サービスを安心して受けられるように医療体制を整えるとともに、地域の医療機関が相互に医療機能の分化・連携（病病連携・病診連携・診診連携^{**}など）を図り、切れ目のない医療を提供します。
- 市立病院の経営基盤を確立し、将来にわたって地域の中核病院としての役割を担い、質の高い医療を提供します。

3. 取組の体系

みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

- 市民主体の健康づくりを進めます
- 信頼できる地域医療体制を確立します
- 市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

(取組の内容)

①市民主体の健康づくりを進めます

市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行政が連携して広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査などの環境整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

②信頼できる地域医療体制を確立します

救急医療の充実や、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療の基盤整備に取り組み、誰もが適切な治療を安心して受けられる医療体制を確立します。また、地域の中核病院としての市立病院と、日頃から安心して相談のできるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師が連携して地域医療体制の充実に向けた取組を進めます。

③市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

医師及び看護師など、必要な職員の確保に努めるとともに、知識と技術の習得に努め、医療の質とサービスの向上を図ります。また、安定した医療提供体制の整備と地域の医療機関などとの連携を深めることで、紹介患者を増やし、病床稼働率を高めるとともに、徹底した費用の削減を行い、経営の改善を図ります。

4 各主体の主な役割

【市民】

- 市民一人ひとりが、健康に関心をもち、自分の健康を自分で守る健康づくり運動に積極的に取り組みます。
- 地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用します。

【自治会やNPOなど】

- 身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- 地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- 事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- 医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うとともに、生活習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- 市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- みのおライフプラザを拠点として、母子・成人・高齢期の保健事業を推進します。
- 総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。
- 地域の医療機関との連携を図るなど、地域医療体制を確立します。
- 市立病院の救急総合診療部を充実するなど、救急医療体制を確保します。
- 市立病院の経営の改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供に努めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	自分が健康であると感じる市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	77%	79%	81%
2	健康診査を年1回受けている市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	71%	73%	75%
3	かかりつけ医を持っている市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	68%	72%	75%
4	市立病院の救急医療に関する不満足度	市民 ★★ 事業者 ★★ 行政 ★★★	19.5%	18%	17%
5	市立病院の外来患者紹介率	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	40%	47%	50%
6	市立病院の経常収支比率	市民 ★★ 事業者 ★★ 行政 ★★★	95.7%	98.8%	101.2%

【成果指標設定の考え方】

- 1 主観的健康感（疾病の有無にかかわらず、自分は健康であると思う度合い）が高い人ほど生存率が高いという相関関係が示されていることから、その割合を指標とし、健康増進に努める。前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。
- 2 市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康管理や健康づくりに取り組むことが、市民主体の健康づくりには欠かせない。市民意識の向上をはかる指標として定期的に健康診査を受診している市民の割合を設定し、前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を75%とする。
- 3 医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療体制の充実をはかる指標として、市民一人ひとりが日頃から安心して相談のできる医療機関を持っている割合を設定し、最終目標値を7ポイント増の75%とする。
- 4 自治体病院として幅広い市民に満足していただける医療を提供するため、不満足と思われる要素を取り除き、サービスレベルの底上げを図ることを目標として、市立病院の救急外来について不満に感じている市民の割合を指標に設定する。最終目標値を2.5ポイント減の17%とする。
- 5 地域の医療機関などとの連携を深めることが、地域医療体制の確立と安定した医療提供体制の整備につながることから、初診患者のうち紹介患者と即日入院救急患者数の割合を指標に設定する。最終目標値を10ポイント増の50%とする。
- 6 市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながることから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。経常収益／経常費用×100で算出し、企業会計では数値が高くなるほど経営状態が良いことを表している。

【関連計画】

- 健康みのお21
- 箕面市特定健康診査等実施計画
- 箕面市立病院改革プラン

(2) ノーマライゼーションの理念に基づき誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちをつくります

1. 現状と課題

わが国では、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える2012年（平成24年）から2014年（平成26年）には、高齢者が毎年100万人ずつ増加すると予測されています。また、2007年度（平成19年度）における本市の高齢者人口は23,221人に達し、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は18%を超えています。2014年度（平成26年度）には、本市においても高齢者人口が30,300人（高齢化率22.4%）になると見込まれるなど、これまで経験したことのないスピードで高齢化が進み、「前例のない超高齢社会^{*}」を迎えることとなります。

このような状況の中、子どもから高齢者、障害者市民など、すべての市民が人間として尊重され、地域で安心して日常生活を送り社会参加することができるノーマライゼーション社会^{*}の実現をめざして、何でも相談できる機関の充実、サービス提供基盤の整備、行政、相談機関、サービス提供事業者などの連携の強化、地域住民による支え合いの仕組みづくりなど、市民・事業者・行政の協働による取組が必要となっています。

2. 基本方針

- 必要な人に必要なサービスが供給されるよう、市民のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるなど、ノーマライゼーションの理念に基づく高齢者・障害者市民施策の推進を図ります。
- 誰もが優しく支え合い、障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるよう「バリアフリーのまち」をめざします。
- 高齢者や障害者市民にかかわる専門相談機関が、民生委員・児童委員、地区福祉会、医療機関などの地域における多様な支援機関や、住民による見守りや支え合いなどの自主的な活動と連携し、多面的・横断的な支援体制を構築します。

3. 取組の体系

ノーマライゼーションの理念に基づき誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちをつくります

- 高齢者が安心して暮らせる施策を進めます
- 自己決定・自己選択を尊重した障害者市民施策を進めます
- 地域での支え合いを支援する仕組みをつくります

(取組の内容)

① 高齢者が安心して暮らせる施策を進めます

本市の地域特性、多様化する市民ニーズ、社会経済状況の変化に的確に対応し、基盤整備を計画的に進めるとともに、介護サービスや高齢者保健福祉サービスを効率的・効果的に提供します。

高齢者が心身の状態などに合ったサービスを自ら選択できるよう、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により、相談体制を充実します。また、「保健福祉苦情解決システム」における利用者の声や、「介護サービス評価専門員」による意見や評価などさまざまな情報を活用して、サービスの質の向上と適切なサービス利用を促進します。

② 自己決定・自己選択を尊重した障害者市民施策を進めます

障害者市民の生活は福祉、医療、教育、労働、生活環境などあらゆる分野にわたり、また乳幼児期から高齢期に至るまでのすべてのライフステージにわたります。このため、ノーマライゼーションの理念を福祉施策にとどまらず、まちづくり全体の課題と位置付け、行政施策全体を見据えながら市民ニーズに対応した障害者市民施策を進めます。また、学校、相談支援事業者、サービス提供事業者、就労支援機関などが相互に連携して、障害者市民の地域生活を支援します。

③ 地域での支え合いを支援する仕組みをつくります

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関が連携を強化することにより、高齢者や障害者市民を地域全体で支援する体制を充実します。

また、地域全体で高齢者などの見守り・支え合いが担えるよう、地域住民が自主的に活動しやすい環境を整えます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- 「地域社会を構成する住民の一員」という自覚を持ちます。
- 高齢者は、自分自身の日常生活の不安を取り除くため、健康づくりや介護予防など各種制度の説明会や取組などに積極的に参加します。
- 支援を要する高齢者などの身近な相談や見守り、声かけなど地域の福祉活動に積極的に参加します。
- ノーマライゼーションの考え方に対する理解を深めます。

【自治会やNPOなど】

- ノーマライゼーション社会の実現をめざして地域住民が参加する活動への協力・支援に努めます。
- 健康づくりや介護予防などにかかわる団体の活動紹介や、情報の提供などを積極的に推進します。
- 地域を中心に高齢者などの身近な相談、見守り、声かけなどのコミュニケーションを生かした活動の促進に努めます。
- ノーマライゼーションを啓発する活動を促進し、その活動の協力・支援に努めます。

【事業者】

- 高齢者や障害者市民に対するサービス提供事業者は、専門的な視点と利用者の立場に立って民間活力を発揮し、より良いサービスを提供します。
- 店舗などのバリアフリー化を進めます。

【行政】

- グループホーム・ケアホームをはじめ、障害福祉サービス基盤の安定運営と基盤の拡大を図ります。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、介護サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関との協力体制を構築します。
- 行政施策全般において、ノーマライゼーションの考え方が浸透するよう職員研修を進めます。
- ノーマライゼーションの考え方について啓発を進めます。
- 福祉サービスの利用について、分かりやすい情報提供を行います。
- 生活困難者や認知症高齢者、独居高齢者などの把握に努め、地域住民や事業者と一体となった支援を行います。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	介護保険サービスを受けている人の中で、受けているサービスに不満足な人の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★★★ 行政 ★★★	11.8%	9%	6.2%
2	障害者グループホーム・ケアホーム [*] の利用者数	市民 ★★★ 事業者 ★★★★★ 行政 ★★★	78人	98人	118人
3	困ったときの相談相手がない高齢者の割合	市民 ★★★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★★	4.6%	3.8%	3%

【成果指標設定の考え方】

- 1 心身の状態に合ったより良いサービスを提供することが、高齢者が安心して暮らせることにつながることから、不満足と思われる要素を取り除き、サービスの底上げを図ることを目標として指標に設定する。前後期で2.8ポイントずつ低下することを目標とし、最終目標値を6.2%とする。
- 2 障害者市民が自己選択・自己決定に基づく自立した地域生活ができるようサービス基盤を整備することが重要であるため、グループホーム・ケアホームの利用者数を指標に設定する。前後期で20人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を118人とする。
- 3 身近な相談や見守り・声かけによって、地域全体で支援する体制が充実することから、相談相手がない高齢者が減るように、指標として設定する。最終目標値を3%とし、5年後はその中間値を目標とする。

【関連計画】

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 箕面市障害者市民の長期計画
- 箕面市地域福祉計画（2011年（平成23年）3月策定予定）

(3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります

1. 現状と課題

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災以来、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震と各地で規模の大きい地震が発生し、また、各地で記録的な集中豪雨が人々の生活に甚大な被害をもたらすなど、自然災害をはじめとした多種多様な災害や事故は絶えず発生しています。この間、本市では、大規模災害は発生していませんが、このような災害の教訓に学び、地域の自主防災組織の結成を促進しています。2008年度（平成20年度）までの結成状況は、62団体で結成率18%の状況であり、自主防災組織結成の必要性をさらに説明し推進していくことが大切です。

災害に強いまちづくりを進めるためには、「自分の命は自分で守る」という考え方に基づく「自助」、災害直後の救出・救護において近隣住民が助け合う「共助」、防災活動体制の充実や自治体間の広域連携を充実していくなど、行政が主体となる「公助」が十分に機能することが課題となっています。

また、日常生活にかかわる火災・救急などの消防体制は、暮らしや都市環境の変化により需要が高まっていることから、なお一層消防力の強化を進める必要があります。

地域における防犯活動の取組により、犯罪件数は減少傾向にありますが、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、関係機関・団体と連携し今後も継続して推進する必要があります。

交通安全対策は、関係機関や団体と連携して取り組み、交通事故件数の減少に努めています。高齢者の死亡事故が多発している状況から、今後ますます進行する高齢社会に向けての対策を推進する必要があります。

2. 基本方針

- 市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、補い合い協働することにより市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害などの発生に対しても市民の安全が守られるまちづくりを進めます。
- 市民生活を脅かすさまざまな災害に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、自治体間の広域連携を推進することにより災害発生時の被害を最小限に抑えます。
- さまざまな災害から市民の生命・財産を守るため、消防・救急体制の充実・整備を図ります。
- 地域の防犯活動を支援し、関係機関・団体との連携を深め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。
- 交通事故防止のため、関係機関や団体の協力を得て引き続き交通安全施策を推進します。

3. 取組の体系

みんなで支え合って暮らしの安全を守ります

- 地域防災力を高め災害に強いまちづくりを進めます
- 地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます
- 消防・救急体制の充実を図り消防行政を進めます
- 交通安全施策を進めます

(取組の内容)

① 地域防災力を高め災害に強いまちづくりを進めます

地震や風水害などの自然災害を最小限に抑え、市民の生命・財産を守るため、市民と行政が自然災害にかかわる最新情報を共有して災害防止策を講じるとともに、その限界と応急対策にかかわる情報を理解し、市民自らが備えを進める心構えを広げ、市内各地域において自主防災組織の結成を図ります。併せて道幅の狭い道路の拡幅など防災に強いまちづくりを推進します。

② 地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、小学校区などを核とした地域防犯活動拠点の整備推進をはじめ、青色防犯パトロールの実施や子どもの安全見まもり隊などの地域安全運動の推進、安全・安心なまちづくりを目的とした地域団体との協定の締結など、関係機関との連携を強化し、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止や犯罪検挙率の向上を図るとともに、子どもや高齢者などを守る取組を推進します。

③ 消防・救急体制の充実を図り消防行政を進めます

火災を未然に防止するため防火意識の啓発を図るとともに、高度救急に対応するため救急救命士の養成などを推進し、地域消防力の一翼を担う消防団の充実強化を図ります。さらに広域的な応援協力体制を強化し、暮らしや都市環境の変化に対応できる消防力を充実します。

④ 交通安全施策を進めます

安全で快適な交通環境の実現をめざし、関係機関との連携を強化するとともに啓発活動の推進及び交通安全運動を定期的実施し、交通安全知識の普及と意識の高揚を図ります。また、市内通学路などの危険箇所点検など地域と協働した取組を強化し、交通事故の抑止対策を推進します。

4 各主体の主な役割

【市民】

- 「自らの命は自分で守る」という意識を持ちます。
- 避難場所の確認や地域で行う防災訓練などに積極的に参加します。
- 災害発生時に各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 普通救命講習を受講するなど、応急手当の知識の習得に努めます。
- 消防団や自治会活動などに積極的に参加します。
- 防犯知識の習得に努めます。
- 交通安全知識の習得に努めます。

【自治会やNPOなど】

- 地域の防犯・防災意識の高揚を図ります。
- 地域の自主防災組織の結成や育成に努めます。
- 地域での防災訓練の実施や、防災資器材の整備をします。
- 地域の子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守ります。
- 地域の通学路などの危険箇所点検に努めます。

【事業者】

- 防災体制の整備や事業所の耐震化を進めます。
- 自主防災訓練を実施するとともに、地域への貢献の役割を認識し、地域での防災訓練に参加します。

【行政】

- 市民の防犯・防災意識高揚のための啓発をします。
- 避難所や避難経路の確保をします。
- 崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所などについては、関係機関と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。
- 消防力及び火災予防体制を強化します。
- 警察ほか各関係機関と共に交通安全に取り組みます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	地震などの災害に備えて対策をとっている市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	53.5%	80%	100%
2	自主防災組織の結成数	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	62団体	160団体	240団体
3	窃盗犯認知件数 (侵入犯・街頭犯罪)	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	1,240件	1,050件	890件
4	出火率(人口1万人あたりの出火件数)	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	3件	2.7件	2.4件
5	交通事故件数	市民 ★★★ 事業者 ★★ 行政 ★★	714件	640件	570件

【成果指標設定の考え方】

- 1 災害に強いまちづくりを推進するためには市民の防災意識の向上が重要であることから、災害に備えての対策をとっている市民の割合を指標とする。すべての市民が防災対策をとっていることを最終目標とする。
- 2 地域防災力の向上をはかる指標として、基盤となる自主防災組織の結成数を設定する。最終目標値を現状の4倍とし、5年後はその中間値を目標とする。
- 3 地域での見守り活動が窃盗犯などの犯罪防止に効果があることから、犯罪のない安全で安心なまちをめざし、身近な犯罪である窃盗犯の件数を指標に設定する。前後期で15%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を890件とする。
- 4 火災予防意識の向上をはかる指標として、人口1万人当たりの出火件数を指標に設定する。全国平均・大阪府平均からみても低い状況にあるが、更なる出火率の低減をめざす。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を2.4件とする。
- 5 交通安全施策を推進するにあたり、総合的に施策効果をはかるため、交通事故発生件数を指標に設定する。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を570件とする。

【関連計画】

- 箕面市地域防災計画

(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

1. 現状と課題

少子高齢化の進展によって労働力人口が減少する一方で、短期間雇用や非正規労働などによって不安定就労が拡大するなど、労働環境の構造的な変化が社会的な問題となっています。

本市では、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のために働くことができない、いわゆる就職困難者を対象に、公共職業安定所、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなど、地域の関係機関と連携しながら雇用・就労を支援してきました。今後は、労働環境の変化に対応した労働施策や、就職困難者が身近な地域で就労できるよう、地域の雇用機会を増やすなど、地域に根ざした雇用・就労への取組を推進し、市民の誰もがいきいきと働くことができる社会を実現していくことが課題となっています。

また、安心して豊かに暮らせるよう、箕面市立消費生活センターにおいて消費者の相談に応じるとともに、消費生活に関する情報提供を行っていますが、さまざまな制度の変化や情報化が進む中、複雑多様化している相談や苦情により一層的確に対応していくことが課題となっています。

2. 基本方針

- 行政、事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の雇用環境の整備を図り、市民の誰もが安心して働けるまちづくりを進めます。
- 起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やすとともに、国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援することにより、すべての市民が働く権利を実現できるまちづくりを進めます。
- 国、府、事業者などと連携し、消費生活センターの機能を充実させることによって、市民の誰もが豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組の体系

みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

- 地域の雇用環境を整備します
- 地域の雇用機会を増やし、就職困難者の就労を支援します
- 消費や食の安全・安心を守ります

(取組の内容)

①地域の雇用環境を整備します

ニュースの発行やセミナーの開催などにより、労働基準法をはじめとする労働関係法規や雇用対策、勤労者福祉に関する制度の周知に努めます。また、労働問題が生じたときのセーフティネット^{*}としての労働相談や、小規模事業所の勤労者に対する福利厚生面の支援を実施することによって、雇用環境の安定、改善を推進します。

②地域の雇用機会を増やし、就職困難者の就労を支援します

商工会議所や包括協定を締結している大学などと連携し、起業支援や事業開拓支援などを行うことによって地域の雇用機会を増やします。また、就職困難者にはコーディネーターによる就労相談に併せ、介護や子育てなどの個別課題に対して多様な専門支援機関が横断的に対応するとともに、公共職業安定所、大阪府、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなどの関係機関と連携した取組を進めることによって、就労を支援します。

③消費や食の安全・安心を守ります

相談業務に加え、消費関係機関との連携などにより消費生活センターの機能の強化を図り、新技術や新製品、新商法、食に関して発生する新たな被害情報についての迅速できめ細かな情報収集・提供を行うことによって、市民の自己防衛力や意識の向上など自助力の強化を図り、消費や食の安全・安心を守ります。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- 市民、とりわけ就職困難者は、自立や社会への貢献、自己実現など、自らの意思に基づき働く権利を実現することをめざします。
- 消費者問題に関心を持ち、啓発講座へ参加するなど、さまざまな学習機会を利用して、自己防衛を図ります。

【自治会やNPOなど】

- 就職困難者の就労を温かく応援するとともに、ともに支え合う地域社会形成の理念を理解し、協力します。
- 地域での連携を深め、情報交換を密にすることにより、消費者被害の拡大を防ぎます。

【事業者】

- 労働基準法や消費者基本法をはじめとする労働及び消費生活に関する法令を遵守します。
- 地域や社会への貢献の役割を認識し、勤労者の雇用維持や就職困難者の雇用機会の拡充に努めます。

【行政】

- 勤労者の雇用環境を整備するため、啓発に努めます。
- 市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。
- 国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援します。
- 消費者被害の防止や救済のため、消費生活に関する情報提供や消費者教育、相談体制の充実に努めます。

5. 成果指標

成果指標名		主役度	現状値 2008(平成20) 年度	目標値 2015(平成27) 年度	目標値 2020(平成32) 年度
1	勤労者互助会の加入者数	市民	1,497人	1,550人	1,600人
		事業者			
		行政			
2	地域就労支援事業における 相談者の就職率	市民	15.7%	23.6%	25%
		事業者			
		行政			
3	シルバー人材センターの就 業率	市民	84.2%	86%	90%
		事業者			
		行政			
4	消費生活苦情相談の解決率	市民	97.3%	99%	99%
		事業者			
		行政			

【成果指標設定の考え方】

- 1 勤労者の福利厚生の充実をはかる指標として、小規模事業所で働く勤労者に対して総合的な福利厚生事業を行う箕面市勤労者互助会への加入者数を指標に設定する。前後期で50人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を1,600人とする。
- 2 就職困難者などに対する総合的な雇用・就労支援施策の推進をはかる指標として、地域就労支援事業での相談者のうち就職した人の割合を設定し、最終目標値を10ポイント増の25%とする。
- 3 シルバー人材センターへの就業を通じて高齢者の生きがいの充実や雇用の創出が図られることから、シルバー人材センターの会員のうち就業した人の割合を指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 4 消費者支援と消費者被害の防止の推進をはかる指標として、消費生活センターでの消費生活苦情相談の解決割合を設定し、最終目標値を99%とする。

【関連計画】

- 箕面市就労支援基本計画